



保険料払込証明書をご確認ください

～保険料払込証明書の見方～

見本

A 2019年分 保険料払込証明書 (旧 生命保険料控除制度)

契約者 **かんぼ太郎** 様

保険証券記号番号 ***** ****** 契約日 **2008年 2月 1日**

保険種類 **終身保険**

払込方法 **月払** 契約者配当種別 **自由引出配当**

年金受取入 **終身** 保険料払込期間 **終身**

E 年金受取人生年月日 **終身** 年金支払開始日 **終身** 支払期間または年金支払期間 **終身**

1 一般生命保険料 (A)	90,000 円	配当金 (相当額) (B)	100 円	一般証明額 (A) - (B)	89,900 円
2 介護医療保険料 (C)	*** 円	配当金 (相当額) (D)	*** 円	介護医療証明額 (C) - (D)	*** 円
3 個人年金保険料 (E)	*** 円	配当金 (相当額) (F)	*** 円	個人年金証明額 (E) - (F)	*** 円

D 払込方法 **月払**

F 2019年9月末現在の保険料の払込額を下記のとおり証明いたします。
証明日 **2019年10月 1日**

B 株式会社 **かんぼ生命保険** 印

1 年間一般生命保険料 (イ)	120,000 円	配当金 (相当額) (ロ)	100 円	申告額 (イ) - (ロ)	119,900 円
2 年間介護医療保険料 (ハ)	*** 円	配当金 (相当額) (ニ)	*** 円	介護医療申告額 (ハ) - (ニ)	*** 円
3 年間個人年金保険料 (ホ)	*** 円	配当金 (相当額) (ヘ)	*** 円	個人年金申告額 (ホ) - (ヘ)	*** 円

C 申告額

9月末時点

12月末時点

A 生命保険料控除制度 (旧制度・新制度) の表示

2012(平成24)年1月1日から生命保険料控除制度が改正されたため、該当する生命保険料控除制度(旧・新)を表示しています。
*2011(平成23)年12月31日以前に加入した保険契約でも契約形態により新制度が適用され、「新」と表示している場合があります。

B 保険会社等の名称

申告の際、保険会社等の名称欄には、「株式会社かんぼ生命保険」と記載されている場合は「かんぼ生命」、「郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」と記載されている場合は「簡易保険」と記入してください。

C 申告額

年末調整や確定申告において、生命保険料控除の申告を行う際に使用する金額です。
*保険料を払込中の場合は、12月末時点での払込予定額を表示しています。
*申告額が表示されていない場合は、12月までに払い込んだ当年分の保険料を計算してください。

D 払込方法

「月払」または「一時払」を表示しています。



保険料を前納している場合でも、前もって払い込んだ保険料を月ごとに充当していくため「月払」と表示しています。

E 個人年金保険料控除に関する情報

年金受取人・保険料払込期間・年金支払開始日等を表示しています。

*年金受取人・保険料払込期間・年金支払開始日等によっては、一般生命保険料控除の対象となる場合があります。
*個人年金保険料控除に該当しない場合は表示していません。

F 保険料に関する情報

ご契約に該当する保険料を表示しています。

旧 制度の場合 (一般生命保険料、個人年金保険料)

*旧制度の場合、介護医療保険料控除はありません。

① 一般生命保険料

生存または死亡に基因して保険金等が支払われるものや病気やケガによる入院等に伴う給付部分についての保険料
(例) 養老保険、学資保険、終身保険、特約

③ 個人年金保険料

個人年金保険契約についての保険料
(例) 定期年金、終身年金

新 制度の場合 (一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料)

① 一般生命保険料

生存または死亡に基因して保険金等が支払われるものについての保険料
(例) 養老保険、学資保険、終身保険

② 介護医療保険料

介護医療保険契約等についての保険料
(例) 無配当疾病傷害入院特約
無配当総合医療特約

③ 個人年金保険料

個人年金保険契約についての保険料
(例) 定期年金、長寿支援保険

控除対象外の保険料

身体の傷害のみに基因して保険金等が支払われるものについての保険料
(例) 災害特約、無配当傷害入院特約
無配当傷害医療特約
*控除対象外の保険料は保険料払込証明書に表示していません。